
令和3年度国民健康保険税の見直しについて

R2.9 住民課

1. 背景

- (1) 令和3年度は税率等の見直しの年(2年に一度)
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、被保険者の経済状況の悪化が見込まれ、税率を見直す時期ではないという懸念がある。
- (3) 令和9年度には保険税の県内統一が目標として掲げられており、それまでに多くの赤字を解消する必要がある。(県内統一の一条件)

□ 見直しにあたっての町の方針

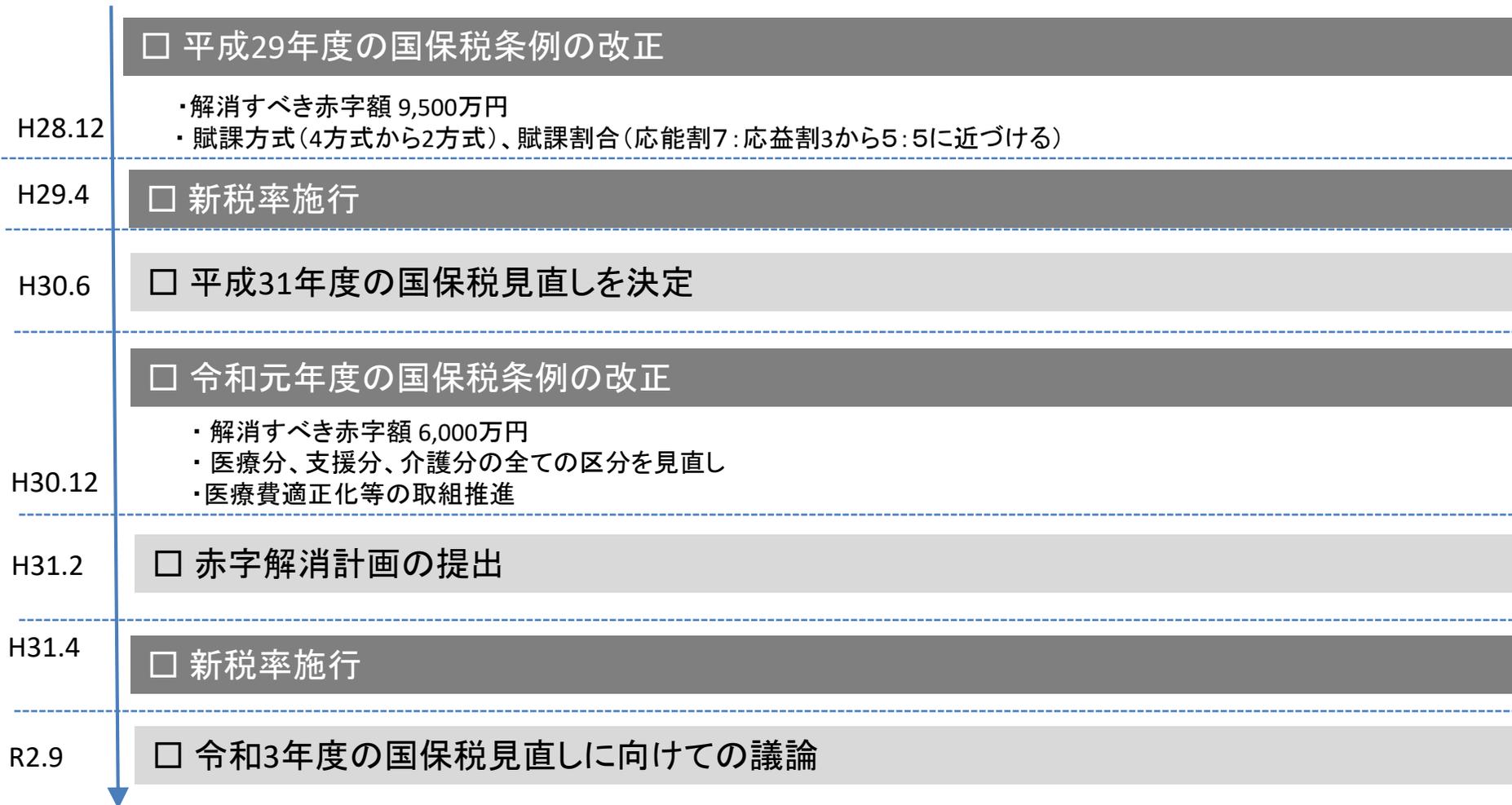
県の示す標準保険税率を参考に、

- ① **定期的**な見直し …… 2年毎に税率等の見直しを行う(令和元年、3年、5年度、9年度)
- ② **一定のルール**付け …… 改正前年度の赤字額の概ね半分を順次解消(当面)
- ③ **急激な負担増を回避** …… 広域化後の財政状況を注視、一定の範囲内で赤字解消に努める

□ 審議していただきたい内容

- (1) 未曾有の災害である新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長引く中、令和3年度の国保税の見直しの方向性について
- (2) (1)と併せて賦課限度額の引上げ(96万円→99万円)の実施の有無

2.これまでの経緯



3.国保税の状況

□ 賦課区分と賦課割合

(1) 賦課区分は医療分、後期高齢者支援分、介護分の3区分で構成。

- 医療分: 医療費に充てられる税金
- 後期高齢者支援分: 後期高齢者支援制度への支援金に充てられる税金
- 介護分: 40歳から64歳の被保険者の介護保険への納付金に充てられる税金

(2) 応能割(所得割、資産割)は個人の負担能力に応じて賦課。応益割(均等割、平等割)は誰でも(高齢者、子どもなど)平等に賦課。

- 当町は所得割、均等割の2方式を採用。応割応益割の負担割合は県運営方針の目標50対50を目指している。

(3) 賦課限度額は被保険者に税金を1年間賦課できる限度額。

令和元~2年度の税率等で表示

区 分		医療分	後期高齢者支援分	介護分(40~64歳)	内 容
応能割 55%	所得割	6.17%	2.05%	1.89%	被保険者の前年分の総所得金額から基礎控除(33万円)を引いて左の税率をかける
応益割 45%	均等割	31,800円	11,000円	14,100円	加入者1人当たりの額
賦課限度額		610,000円	190,000円	160,000円	1年間の額

ポイント1 所得割の割合を増やすと所得がある被保険者の負担が増加。均等割の割合を増加すると被保険者全員の負担が増加。

3.国保税の状況

□世帯・所得の状況

※R2本算定での状況

	世帯数内訳							合計
	1人世帯	2人世帯	3人	4人	5人	6人	7人	
未申告	200	14	1					215
0円	1,415	152	32	8	2			1,609
～118.5万円	949	470	62	15	5	1		1,502
～204万円	364	414	72	20	5	1		876
～293万円	166	278	52	16	8			520
～403.5万円	69	140	41	15	8	1		274
～501万円	23	40	18	9	3	1	1	95
これ以上	27	74	17	18	4	2		142
合計	3,213	1,582	295	101	35	6	1	5,233
割合(%)	55.3	25.1						

ポイント2 所得300万円(※)以下の世帯及び世帯員2人以下の世帯が約80%

(※)所得の目安

- ①所得 0円:年金収入(65歳以上)120万円以下 給与収入 65万円以下
- ②所得100万円:年金収入(65歳以上)220万円 給与収入 167万円
- ③所得200万円:年金収入(65歳以上)320万円 給与収入 312万円
- ④所得300万円:年金収入(65歳以上)445万円 給与収入 443万円

4.令和元年度税率改正の検証

□ 税率の比較

	医療分		支援分		介護分(40歳～64歳)	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
H30	6.1	28,200	1.9	9,600	1.3	11,000
R元	6.17	31,800	2.05	11,000	1.89	14,100
増減	+0.07	+3,600	+0.15	+1,400	+0.59	+3,100
R元標準保険税率	6.24	35,472	2.21	12,524	1.89	14,093

□ 国保税率等見直し影響 (R元決算見込み)

※令和元年度の当初調定額を平成30年度の税率等で試算

① 調定額の比較

R元. 当初調定額 7億1,600万円 — 旧税率試算額 6億4,600万円 = 約7,000万円の税収増

□ 法定外繰入金の状況

()内は精算後の額

H29 1.8億円(+889万円) ▶ H30 1.5億円(0.6億円) 税率改正 ▶ R1 1.2億円(0.4億円)

ポイント3 税率の見直しにより、税収を確保し、着実に法定外繰入金の減少につながっている。

□ 令和元年度税区分別の比較

区 分	R元年度調定額 (標準保険税率の額)	収納額	差 額	収納率
医療分	5.32 億円	4.89 億円	0.43 億円	91.9%
後期支援	1.87	1.64	0.23	87.7%
介護分	0.56	0.56	0	100%

※R元年度調定額は法定外繰入金(差額)を0にする場合の額

□ 医療費適正化の効果(金額の効果がハッキリするものに限る)

(1)ジェネリック医薬品の数量シェアの上昇による効果

数量シェア R2.2月 79.6%(市町村平均81.2%)

先発医薬品をジェネリック医薬品に切替えた
結果、年間約 **4,266**万円の効果額

ポイント4 3区分のうち医療分、支援分の差額が大きいいため見直しが必要。医療費の適正化も引き続き取り組む必要がある。

□ 令和元年度の県内の改正状況

- ・ 4→2方式への改正が2団体（県内の2/3の団体が2方式に） …… 2方式への移行が進む

□ 東部地区市町の状況

- ・ 15市町中3市町が税率等の改正 …… 財政健全化に向けた取り組みが進む

	医療分				支援分		介護分		内容
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
加須市	7.50	-	21,000	-	2.30	9,500	2.40	11,000	
春日部市	6.80	-	31,900	-	2.05	12,200	1.50	11,700	
羽生市	6.40	26.00	10,500	19,000	2.60	9,500	1.40	8,500	
草加市	7.30	-	27,000	-	2.30	7,800	1.80	9,800	引上げ
越谷市	8.20	-	26,500	-	2.20	9,000	1.90	9,500	
久喜市	7.00	-	29,000	-	2.10	10,000	2.20	11,000	
八潮市	7.30	-	28,000	-	2.20	13,000	2.00	10,000	
三郷市	6.90	-	28,000	-	1.90	8,000	1.60	10,000	
蓮田市	7.15	-	23,700	-	2.35	8,100	1.50	11,400	引下げ
白岡市	7.04	-	23,700	-	2.29	14,100	2.13	14,700	
幸手市	7.30	-	23,600	-	2.00	10,500	1.20	10,000	
吉川市	6.40	-	33,000	-	1.90	8,000	1.60	12,000	
宮代町	6.17	-	31,800	-	2.05	11,000	1.89	14,100	引上げ
杉戸町	5.70	-	27,000	-	2.30	9,000	2.00	10,000	
松伏町	7.80	-	31,200	-	2.00	6,600	1.60	12,300	
平均	7.04		27,529		2.14	9,771	1.81	11,250	

改正箇所

※単位:所得割、資産割は%、それ以外は円

ポイント5 県内では、4方式から2方式の改正が進んでいる。また、税率は標準保険税率の関係で引下げの見直しをする市町村も出ている。

5.国保特別会計の財政推計

税率改正や制度の変更をしない場合

- ① 被保険者の予測以上の減少による保険税収入は大幅減(R1→R9で▲2.8億円)
- ② 令和9年度の赤字額2.5億円。大幅な増加(R1→R9で2.1億円増)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
被保険者数	7,908	7,461	7,014	6,567	6,120	5,673	5,226	4,779	4,332	
保険税	7.1億円	6.7	6.4	6.0	5.6	5.3	5.0	4.6	4.3	▲2.8億円
県交付金	25.9	25.1	24.5	23.9	23.6	23.3	23	22.7	22.4	
その他	2.4	2.4	2.3	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1	2	
歳入計	35.4億円	34.2	33.2	32.2	31.4	30.8	30.1	29.4	28.7	
納付金	9.5億円	9.3	9.1	8.9	8.7	8.5	8.3	8.1	7.9	
保険給付費	25.7億円	25.1	24.5	23.9	23.6	23.3	23	22.7	22.4	
その他	0.6億円	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9	
歳出計	35.8億円	35	34.2	33.5	33	32.6	32.1	31.7	31.2	

赤字額	0.4億円	0.8	1.0	1.3	1.6	1.8	2.0	2.3	2.5
-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(1)令和元年度の一人当たりの平均調定額 **87,105円** 縣市町村一人当たりの平均調定額 **94,119円**

※一人当たりの平均調定額は税の軽減制度適用前の額

ポイント6 被保険者数、保険給付費とも減少し、税率等の見直しがない場合は赤字額が膨らむ。(R1 0.4億円→R9 2.5億円)

6.国保を取り巻く情勢

□ 国、県の動き

- (1) 国では令和5年度を期限とする赤字解消計画により、赤字の解消を着実に進めるように市町村に求めている。⇒保険者努力支援制度の評価に影響
- (2) 県では、令和9年度に県内保険税の統一を目標とすることを検討中。
⇒各市町村は更なる赤字額の解消を求められるのは確実。
- (3) 令和3年度に税制改正による基礎控除の見直し、令和4、6年度に年金改革で厚生年金の拡大が予定され国保税収の減少に大きく影響する見込み。

□ 新型コロナウイルス感染拡大の影響

- (1) (独)労働政策研究・研修機構が実施した新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査では、4割超が「雇用や収入に影響があった」と回答。非正社員や世帯収入が低いほど影響が大きく、休業を含めた「勤務日数や労働時間の減少」や「収入の減少」は4月から5月に掛けて拡大し、フリーランスでは6割超が、仕事や収入に「影響があった」と回答。
- (2) 現状では新型コロナウイルス感染拡大の影響を数値等で示すのは非常に困難。現時点で近隣市町(杉戸、春日部、久喜、白岡、幸手)は、新型コロナ感染拡大の影響を鑑み、令和3年度の税率改正をしない方向で調整中。
- (3) 7月の納税通知書と併せてコロナの影響による国保税の減免のお知らせチラシを同封したところ、コロナの減免件数は29件、約440万円の減免を実施。(R2.9月現在)

7.見直し案

案1 ルールどおり見直しを実施する。

□令和元年度の赤字4,000万円の1/2 (2,000万円)を解消する

標準保険税率に近い介護分は据え置き、医療分と支援分のみを見直す。

	医療分		支援分		介護分(40～64歳)	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
現在の税率	6.17	31,800	2.05	11,000	1.89	14,100
新税率(案)	6.20	33,400	2.10	12,000	1.89	14,100
増 減	0.03	1,600	0.05	1,000	0	0
R2標準保険税率	6.43	37,529	2.4	13,773	1.96	14,400

- (1) 所得が少ない分、均等割への比率が多くなる。
- (2) 介護分を据え置くことで現役世代(40歳～64歳)の税負担を抑えることができる。

□所得ごとの影響

【世帯】年間平均**4,810**円の増額（月**401**円） 【個人】年間平均**2,652**円の増額（月**221**円）

区 分		所得0円			100万円			200万円			300万円		
		年税額 ()内は 現税率の 場合	現行との差(円)		年税額 ()内は 現税率の 場合	現行との差(円)		年税額 ()内は現 税率の場 合	現行との差(円)		年税額 ()内は 現税率の 場合	現行の差(円)	
			世帯/年	個人/月		世帯/年	個人/月		世帯/年	個人/月		世帯/年	個人/月
1 人 世 帯	65歳未満	17,800 (17,000)	800	67	127,600 (124,500)	3,100	258	229,500 (225,600)	3,900	325	331,400 (326,700)	4,700	392
	65歳以上	13,600 (12,800)	800	67	100,900 (97,800)	3,100	258	183,900 (180,000)	3,900	325	266,900 (262,000)	4,900	408
2 人 世 帯	65歳以上	35,600 (34,000)	1,600	133	163,300 (158,700)	4,600	383	289,000 (282,500)	6,500	542	390,900 (383,600)	7,300	608
	65歳未満	27,200 (25,600)	1,600	133	128,100 (123,500)	4,600	383	229,300 (222,800)	6,500	542	312,300 (305,000)	7,300	608
4 人 世 帯	65歳未満	71,300 (68,200)	3,100	258	187,100 (181,400)	5,700	475	360,400 (350,700)	9,700	808	509,900 (497,400)	12,500	1,042

2,000万円を実施した場合の財政推計

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
被保険者数	7,908	7,461	7,014	6,567	6,120	5,673	5,226	4,779	4,332
保険税	7.1億円	6.7	6.8	6.5	6.6	6.3	6.5	6.2	6.3
県交付金	25.9	25.1	24.5	23.8	23.6	23.2	22.9	22.7	22.4
その他	2.4	2.4	2.3	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1	2
歳入計	35.4億円	34.2	33.6	32.6	32.4	31.7	31.5	31	30.7
納付金	9.5億円	9.3	9.1	8.9	8.7	8.5	8.3	8.1	7.9
保険給付費	25.7億円	25.1	24.5	23.9	23.6	23.3	23	22.8	22.4
その他	0.6億円	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7
歳出計	35.8億円	35	34.2	33.5	32.9	32.4	31.9	31.6	31
赤字額	0.4億円	0.8	0.6	0.9	0.5	0.7	0.4	0.6	0.3

□見直しの影響

- (1) コロナ過の中で見直しの影響を抑えているため、見直しの効果は少ない。
- (2) 令和9年度に保険税の県内統一を実施する条件として、赤字の完全解消を求められた場合 9,000万円 (R8 6,000万円 + R9の増加分3,000万円) の解消が必要。
- ⇒ 今後、前年度の赤字の1/2解消を引き上げる必要。

案2 赤字解消額を増やして実施する

□令和元年度の赤字4,000万円の3/4（3,000万円）を解消する

(1) 令和2年度の標準保険税率と比較した場合に格差が広がっており、2分の1の解消では、その差額を埋めることができないため、解消額を令和元年度の赤字4,000万円の3/4の3,000万円とする。

	医療分		支援分		介護分	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
現在の税率	6.17	31,800	2.05	11,000	1.89	14,100
新税率(案)	6.21	34,000	2.13	12,700	1.89	14,100
増 減	0.04	2,200	0.08	1,700	据え置き	据え置き
R2標準保険税率	6.43	37,529	2.4	13,773	1.96	14,400

□所得ごとの影響

【世帯】年間平均**7,255**円の増額（月**605**円） 【個人】年間平均**3,996**円の増額（月**333**円）

区 分		所得0円			100万円			200万円			300万円		
		年税額 ()内は 現税率 の場合	現行との差(円)		年税額 ()内は 現税率 の場合	現行との差(円)		年税額 ()内は現 税率の場 合	現行との差(円)		年税額 ()内は 現税率 の場合	現行の差(円)	
			世帯/年	個人/月		世帯/年	個人/月		世帯/年	個人/月		世帯/年	個人/月
1 人世帯	65歳未満	18,200 (17,000)	1,200	100	129,200 (124,500)	4,700	392	231,500 (225,600)	5,900	492	333,800 (326,700)	7,100	592
	65歳以上	14,000 (12,800)	1,200	100	102,500 (97,800)	4,700	392	185,900 (180,000)	5,900	492	269,300 (262,000)	7,300	608
2 人世帯	65歳以上	36,400 (34,000)	2,400	200	165,700 (158,700)	7,000	583	292,300 (282,500)	9,800	817	394,600 (383,600)	11,000	917
	65歳未満	28,000 (25,600)	2,400	200	130,500 (123,500)	7,000	583	232,600 (222,800)	9,800	817	316,000 (305,000)	11,000	917
4 人世帯	65歳未満	72,900 (68,200)	4,700	392	190,000 (181,400)	8,600	717	365,300 (350,700)	14,600	1217	516,200 (497,400)	18,800	1,567

□見直しの影響

(1)個人の年間平均引上げ額が4,000円は、令和元年度の改正時の引上げ額7,000円よりも影響は少ない。

案3 赤字額全額を解消する

□令和元年度の赤字4,000万円を解消する

(1) 新型コロナ拡大の影響の長期化により、税率の見直しが厳しい状況であるが、今後のことを考慮し令和2年度の標準保険税率に近づけておくため、令和元年度の赤字額4,000万円を解消する。

	医療分		支援分		介護分(40～64歳)	
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
現在の税率	6.17	31,800	2.05	11,000	1.89	14,100
新税率(案)	6.25	34,600	2.18	13,000	1.92	14,200
増 減	0.08	2,800	0.13	2,000	0.03	100
R2標準保険税率	6.43	37,529	2.4	13,773	1.96	14,400

□所得ごとの影響

【世帯】年間平均**10,020**円の増額（月**835**円） 【個人】年間平均**5,592**円の増額（月**466**円）

区 分		所得0円			100万円			200万円			300万円		
		年税額 ()内は 現税率 の場合	現行との差(円)		年税額 ()内は 現税率 の場合	現行との差(円)		年税額 ()内は現 税率の場 合	現行との差(円)		年税額 ()内は 現税率 の場合	現行の差(円)	
			世帯/年	個人/月		世帯/年	個人/月		世帯/年	個人/月		世帯/年	個人/月
1 人世帯	65歳未満	18,400 (17,000)	1,400	117	131,000 (124,500)	6,500	542	234,500 (225,600)	8,900	742	338,000 (326,700)	11,300	942
	65歳以上	14,200 (12,800)	1,400	117	104,000 (97,800)	6,200	517	188,300 (180,000)	8,300	692	272,600 (262,000)	10,600	883
2 人世帯	65歳以上	37,000 (34,000)	3,000	250	168,100 (158,700)	9,400	783	296,300 (282,500)	13,800	1,150	399,800 (383,600)	16,200	1,350
	65歳未満	28,500 (25,600)	2,900	242	132,600 (123,500)	9,100	758	235,900 (222,800)	13,100	1,092	320,200 (305,000)	15,200	1,267
4 人世帯	65歳未満	74,100 (68,200)	5,900	492	192,800 (181,400)	11,400	950	370,500 (350,700)	19,800	1,650	523,400 (497,400)	26,000	2,167

□見直しの影響

(1) 医療分、支援分、介護分の全ての区分を見直する。介護分も見直すため現役世代(40～64歳)の負担が多くなる。

案4 1年延期する

□令和3年度の改正は行わず、令和4年度に実施する。

- (1) 新型コロナの感染拡大の影響が長期化し、被保険者への影響も不透明ながら、心配される。また、非常事態時に税率を見直して引上げるとは住民感情として厳しい。
- (2) (独)労働政策研究・研修機構が8月に実施した新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査によると正規雇用者への調査で直近の月収は4人に1人超、夏季賞与は約3割が「減少した」と回答。フリーランスへの調査で4割超が「業績への影響(売上高、収入の減少)が継続している」と回答しており、厳しい状況が伺える。

7. 賦課限度額の引上げ

(1) 賦課限度額は、被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から保険税負担に一定の限度を設けた制度。

(2) 国では、地方税法施行令の一部を改正する政令を令和2年4月1日に改正し、賦課限度額を96万円から99万円に引き上げている。これまで当町では、国の法改正の1年後に条例を改正した経緯があり、令和3年度が該当する。

賦課限度額比較表

単位：円

	医療分	後期高齢者 支援分	介護分 (40～64歳)
改正前	610,000	190,000	160,000
改正後	630,000	据え置き	170,000

影響世帯数 **37世帯**
影響税額 **93万円の増収**
(R2.9月現在)

限度額引上げの効果

- (1) 税収の確保 約93万円(R2.9月現在)
- (2) 賦課限度額の引上げは、所得多い方に影響があるため、中間所得者の負担感を緩和する。
- (3) 保険者努力支援制度の評価が向上し、交付金の確保に繋がる。

県内の状況

- (1) 令和2年4月1日までに19市町村が引上げを実施済。令和3年度に引上げる市町村が多くなる見込み。
(近隣では春日部市、久喜市、杉戸町が引上げ予定。)